

【令和7年 第7回大山町教育委員会 議事録】

日時 : 令和7年6月23日(月)午後2時00分～
場所 : 名和公民館 第1会議室
出席委員 : 門脇明子、向陽寛孝、髯山洋美、山本健一
欠席委員 : なし
教育長 : 鷺見寛幸
その他の出席者 : 教育次長(浦木)、幼児・学校教育課長(井上)、社会教育課長(西尾)、
: 幼児・学校教育課参事(鷺見)、幼児・学校教育課長補佐(中井)
参観人 : 0人

日 程

1. 開会宣言

教育長

ただいまから第7回大山町教育委員会を開会します。日程については、配布資料のとおりです。

2. 議事日程の報告

教育長

会議時間については、午後2時00分から終了目標を午後3時00分とします。

日程第1

会議時間の決定

自 午後2時00分 至 午後3時00分

日程第2

教育長報告並びに連絡事項

6月1日～6月23日までの報告事項、今後の予定について説明(下記は主な内容)

日程第2

教育長報告並びに連絡事項

小学校の修学旅行ですが、4校のうち3校が出発し無事に帰ってきました。残りの小

学校も来週出発予定です。

6月3日、本会議が開会しました。教育委員会への一般質問は、大森議員から戦後80年「平和」の取り組みをとということで、秋の町民文化祭に大山町での戦争の歴史の展示をしたかどうかという質問がありました。戦後80周年で平和を考えることは貴重なことですので、それぞれの場所、スペースに応じた取り組みを行っていきたいとお答えしました。近藤議員からは、ラーケーションの取り組みをとということで、大山町の小中学校でもラーケーション制度を導入してはどうかという質問がありました。大山町は、ラーケーション制度を、現時点では導入をしておりません。ラーケーションにつきましては、2023年に愛知県の「休み方改革」についての考えの中で生まれた取り組みです。事前に学ぶ日程、場所、内容などの届け出を学校にすれば、平日に学校を休んでも欠席扱いにならず、親子で体験活動を行える制度です。年に3日まで制度を使うことができるそうです。今年度より鳥取西高校が制度を導入されました。休日に休みが取れない保護者が、平日に休みを取り、公欠扱いで子どもと体験活動を行うことができるメリットがあります。デメリットとしましては、家庭の状況に応じて不平等が生じる、学習が遅れる、教員の負担増などが挙げられます。ラーケーション制度のメリット、デメリットを鑑みながら、今後の導入につきましては、考えていきたいと思っておりますとお答えしました。豊議員から、オーガニック給食を月に一日からでも段階的に検討するとのことだったが進捗について質問がありました。オーガニック給食の進捗につきましては、進んでいないのが現状で、進んでいない理由としましては、オーガニック食材の種類が限られており、町内ではJAS認定されている事業者が少なく、給食で使用するまとまった量が確保できないこと、また、オーガニック食材は一般食材に比べて高額となることなどが要因ですとお答えしました。また、物価高騰などで給食の質が落ちるといものがあるが、本町の現状について質問がありました。近年の物価高騰のなか、給食の質を維持確保していくためには、給食単価の値上げ改定が避けられず、今年度の給食単価については、1食あたり昨年より12円増額改定しています。今後も、給食の質を維持、確保しつつ、安全で美味しい給食提供に努めて参りたいと考えておりますとお答えしました。

6月6日に、襄陽郡から大人7名の使節団が来庁されました。

6月11日、大山口列車空襲慰霊祭関係者が来室されました。今年は7月28日に大山町列車空襲の慰霊祭が行われます。今年は戦後80年ということで、コンサートもあり来場者も多いことが、予想されますので中山温泉館で行われます。

日程第3 報告第1号 教育長の臨時代理による事務の承認について

(大山町教育委員会における情報公開条例施行規則の制定について)

教育長

報告第1号 教育長の臨時代理による事務の承認について（大山町教育委員会における情報公開条例施行規則の制定について）事務局より説明をお願いします。

幼児・学校教育課長

大山町教育委員会における情報公開条例施行規則の制定です。大山町情報公開条例が平成17年にできていましたが、教育委員会部局のものがなかったので今回、施行規則を定めるものです。中身としましては、公開方法や費用負担等が記載されているものです。

教育長

ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

全委員

了承。

**日程第4 報告第2号 教育長の臨時代理による事務の承認について
（大山町教育委員会における個人情報保護法施行細則の制定について）**

教育長

報告第2号 教育長の臨時代理による事務の承認について（大山町教育委員会における個人情報保護法施行細則の制定について）事務局より説明をお願いします。

幼児・学校教育課長

大山町教育委員会における個人情報保護法施行細則の制定ということで、こちらも個人情報の保護に関する施行規則等が町長部局にはありましたが、教育委員会独自では定めていなかったため、この度、追加するものです。こちらにつきましては、費用負担や、保護に関する文書の様式等が載っております。

教育長

ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

全委員

了承。

：：：：：：：：：：：：：：ここから非公開：：：：：：：：：：：：：：

日程第 5 報告第 3 号 教育長の臨時代理による事務の承認について
(区域外就学について)

日程第 6 議案第 1 号 指定学校の変更について

3. その他

・なし

4. 次回の開催日程

令和 7 年 7 月 2 8 日 午後 1 5 時 3 0 分

閉会宣言

午後 2 時 4 5 分